排し、個人単位を採る。　と訓譯したが、高梨
君より、政党問題を偏重し、労働運動を忘る。
事は、いやしい意味をこめた、一項を附加すべしと提
議あり、石山、米窪、西尾、は附加案の起草委員
を推して、左記一項を加へ三項ノ決ず案を可決
辞退した。

三、最後第は、労働運動階級運動の範囲拡大と共に
労働組合の指導の意義とは広く、重要性
がることを信ず、故に政治行動に偏し組合
目的を閑却するが如き、宣動体力を排撃す。

四、規約、起草委員会報告、と委員会案審議
別室に於いて実験起草を終った。全委員会議作

生の規約案、九章三十八条、を読み上げたが、右陵
会案を逐条審議の結果四ヶ条削除に一部修
正を行い、会費徴収の点を保留して、全般を可
決、決定した（別項）、
加四、労働立法に対する態度（九州案、完勇君説明）
最後に協同盟に決定した、並に立左条、の杉本精神
を基礎として、新会則案の労働組合法案に対
する、第二、第五、第十三、第十四、第十六の各条の
削除を要求し、其の根本要項として、自由労働主
義、其他条項の干渉排撃する、会長我
其の他法規に干する報告義務の撤廃を主張した
在来案に対して、法案、第十五条の削除を要求